

## 既存加入者に対する資格確認書の職権発行について

- ・令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証が使用できなくなることに伴い、マイナ保険証で受診できない加入者（令和6年11月29日まで資格取得または扶養認定された方）に対して、7月から順次、資格確認書の作成・発行を行う予定。
- ・世帯ごとまとめて被保険者宛に送付。宛所不明等による未着分は後日事業所宛に送付予定。

### 【資格確認書発行・発送スケジュール（予定）】

